

令和5年度 熊本はばたき高等支援学校生徒心得

はじめに

熊本はばたき高等支援学校生徒心得は、次の（１）～（５）を目的とし、生徒のみなさんが健全な学校生活を営み、よりよく成長していくために、自分たちで守るルールとして定める。

- （１） 集団生活の中で必要なルールを自主的に守る力をつけるため。
- （２） 学校生活において、よりよい人間関係を築き、安心して過ごせる環境を保つため。
- （３） 秩序ある安全な学習環境を整え、保つため。
- （４） 自律した行動ができるようになるため。
- （５） 正しい規範意識を身に付け、社会性を高めるため。

1 通学

- （１） 通学の際は、本校で定められた制服を適切に着用し、交通ルールや公共交通機関でのマナーを守り、届け出た通学路で通学する。
- （２） 登・下校の時刻を守る。

	始業時刻	終業時刻
火、水、金	8 : 40	15 : 20
月、木	8 : 40	14 : 40

- （３） 自転車通学を希望するものは、TS マーク付帯保険に加入し、所定の手続きをとり、許可を受ける。また、道路交通法及び熊本市自転車条例を遵守し、ヘルメットを着用して通学する。守れない場合は自転車通学を停止、または許可を取り消すこともある。

2 学校生活

- （１） 病気やその他の理由でやむを得ず欠席、遅刻する場合は、その旨を学校に連絡する。
※メールによる連絡は前日 17:00 以降、当日 8:00 までに保護者等で入力し送信する。
電話による連絡は原則当日 8:00～8:40 に行う。
- （２） 学習の妨げになる行為はしないこと。
- （３） 学校内の公共物は大切に扱い、教師の許可なく使用をしない。
- （４） 教師の許可なく他教室、他学年のフロアへの出入りはしない。
- （５） 交際は、互いを尊重し、節度を守り、健全であること。

3 服装、髪型

- （１） 服装については、“いつでも就職面接に行けるような着こなし”を原則とする。
- （２） 髪型は常に清潔にし、学校生活にふさわしく整える。
奇抜で作為的な髪型にしないこと。また、髪が肩にかかる場合には、束ねて整えること。
- （３） 化粧、アクセサリ（装飾品）、ピアス、ネイルアート、タトゥー（入れ墨）等はしない。
- （４） 制服、体育服、作業服は、本校で定められたものを適切に着用する。移行期間については特に設けず、気温等に応じ各自で適宜移行する。ただし、原則として定められた制服で対応すること。
- （５） 靴下、ベスト、セーターは、制服に適し、無地で華美でないものとする。なお、下着は首や袖から出ないもの、色や模様が透けにくいものとする。
- （６） 防寒着、マフラー等は、登下校時のみ使用し、華美でないものとする。
- （７） 通学バッグは、安全に通学できるものとする。

※なお、（１）～（７）について、特別な事情があり、配慮が必要な場合は担任に相談すること。

4 所持品

- (1) 必要のない物品や金銭は学校に持ってこない。
- (2) スマートフォン等及び貴重品は、登校時に担任に預け、下校時に受け取るようにする。
※通信機能のあるスマートウォッチ等も同様とする。
- (3) 物や金銭の貸し借りは行わない。

5 校外生活

- (1) 夜間外出は保護者同伴とする。
- (2) カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェを利用する場合は、保護者同伴とする。また、パチンコ店・麻雀荘等、高校生の出入りが禁止されている場所へは出入りしない。
- (3) 外泊する場合は、双方の保護者の許可を得て、保護者責任の下行う。
- (4) 原動機付自転車免許・普通自動車免許の取得については、3年次の2学期以降に開催する生徒・保護者説明会に参加後、校長に届けを提出し、許可を得て保護者責任の下行う。
- (5) 自転車以外の車両を自ら運転しての通学は認めない。
- (6) アルバイトは2年生及び3年生の長期休業中の期間において、生活面に問題がなく、必要と認められる場合にのみ許可する。その際は担任に申し出たのち、校長の許可を得て、保護者責任の下行う。

6 政治的活動及び契約

- (1) 満18歳以上の選挙権を有する生徒が行う政治的活動は、公職選挙法等のきまりを守ること。
- (2) 満18歳未満の生徒は選挙運動をしてはならない。
- (3) 満18歳以上で契約を行う場合は、保護者と相談すること。

7 特別な指導と懲戒について

上記に掲げた生徒心得に著しく反する行為を行った場合や刑罰法令に触れる行為を行った場合等、行動上の問題が起こり、校長及び教員が、教育上必要があると認めるときは、特別な指導または、懲戒を行う。

- (1) 特別な指導の内容については次のとおりとする。

- ①説諭
- ②個別指導
- ③学校内謹慎
- ④自宅謹慎

- (2) 懲戒の内容については次のとおりとする。

- ①訓告
- ②停学
- ③退学（学校教育法施行規則第26条第3項各号のいずれかに該当し、退学が相当と判断される場合。）